

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 育児休業給付金

Q：私は、育児休業制度により育児休業したところ、育児休業給付として賃金の20%相当額の支給を受けました。この給付金は、給与所得として課税されるのでしょうか。

A：雇用保険法の規定により、所得税は課税されません。

### 【解説】

平成7年4月1日より、雇用保険法等の規定に基づき育児休業制度がスタートし、1歳未満の子供を養育するため育児休業する者に対して、次に掲げる育児休業給付が支給されることになりました。

#### (1) 育児休業給付金

休業開始時賃金の20%相当額

#### (2) 育児休業者職場復帰給付金

休業開始時賃金の5%相当額で、職場復帰後6カ月以上雇用されているときに支給

これらの育児休業給付については、所得税は課税されないことになっていますので、給与として源泉徴収の対象となりませんし、また確定申告をする必要もありません。

なお、育児休業給付については、所得税が課税されないことから、控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかどうかを判定する場合の合計所得金額には含まれません。

育児休業給付以外にも、雇用保険の規定により支払われる失業給付金や、職業転換給付金（事業主に対して支給されるものを除きます。）についても、課税の対象にはなりません。

